

第121号議案

島根県中山間地域研究センター条例の一部を改正する条例

島根県中山間地域研究センター条例（平成14年島根県条例第61号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の表研修用実験実習設備の項中「1,000円」を「2,560円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。